

令和3年11月18日

静岡県知事 川勝平太 様

静岡県特別職報酬等審議会

会長 三枝幸文

特別職職員の報酬等の額について（答申及び意見）

令和3年11月15日付け行人第143号「特別職職員の報酬等の額について（諮問）」により静岡県特別職報酬等審議会条例（昭和39年静岡県条例第66号）第2条の規定に基づき諮問のあった「静岡県議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額の改定」並びに当審議会の意見を求められた「知事、副知事の期末手当及び退職手当の額」、「議員の期末手当の額」、「その他の常勤の特別職職員の給料月額、期末手当及び退職手当の額」について、別添のとおり答申及び意見を提出します。

## I 答申（議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額の改定について）

### 1 議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額

現行の額を据え置くことが適当である。

### 2 答申の考え方

議員報酬等の額は、平成 28 年 4 月の改定以来据え置きとなっているが、前回（平成 29 年度）の審議会以降、一般職職員の給料については、平成 30 年度及び令和元年度に引上げの改定が実施されているものの、令和 2 年度は改定が実施されていない。今年度（令和 3 年度）は、人事委員会より、公民較差が極めて小さく、据え置きの勧告を受けたところである。

今回、議員報酬及び給料に加えて、期末手当や退職手当を含めた一任期中の総支給額の観点から検討を行った結果、本県の特別職職員の一任期中の総支給額は、本県と財政力や財政規模が類似する他の都道府県と比べて適正な水準にあり、上記のような一般職職員の状況及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による本県経済の状況などを含めて総合的に勘案すると、現行の額を据え置くことが適当との結論に達したものである。

## Ⅱ 意見（「知事、副知事の期末手当及び退職手当の額」、「議員の期末手当の額」、「その他の常勤の特別職職員の給料月額、期末手当及び退職手当の額」について）

知事から意見を求められた「知事、副知事の期末手当及び退職手当の額」、「議員の期末手当の額」及び「その他の常勤の特別職職員の給料月額、期末手当及び退職手当の額」については、一任期中に支給される総支給額の適正水準を踏まえて、給料月額、期末手当及び退職手当の項目ごとに適正水準を導き出すこととしたことから、以下、項目順に意見を述べる。

### 1 給料月額（その他の常勤の特別職職員）

#### (1) 意見

現行の額を据え置くことが適当である。

#### (2) 理由

その他の常勤の特別職職員の給料月額については、議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額の取扱いに準じて、改定することが適当である。

## 2 期末手当の額（知事、副知事、議員及びその他の常勤の特別職職員）

### (1) 意見

国の特別職職員の支給月数に合わせて改定することが適当である。

### (2) 改定実施時期

国の特別職職員に合わせて改定することが適当である。

### (3) 理由

期末手当については、平成18年度以降、国の特別職職員と同じ制度となっていることから、国の特別職職員の支給月数及び実施時期に合わせて改定することが適当である。

### 3 退職手当の額（知事、副知事及びその他の常勤の特別職職員）

#### (1) 意見

現行の支給割合を据え置くことが適当である。

#### (2) 理由

本県の特別職職員の一任期中の総支給額は、Ⅱにおける期末手当の改定を反映したとしても、本県と財政力や財政規模が類似する他の都道府県と比べて適正な水準にあるため、現行の支給割合を据え置くことが適当である。

## 令和3年度静岡県特別職報酬等審議会 委員

(50音順、敬称略)

|                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 静岡県農業協同組合中央会 代表理事会長   | 青山 吉和          |
| 静岡県地域女性団体連絡協議会 会長     | 岩崎 康江          |
| 日本労働組合総連合会静岡県連合会 事務局長 | 角山 雅典          |
| 学校法人新静岡学園 理事長         | 三枝 幸文 (会長)     |
| 静岡県商工会議所連合会 会長        | 酒井 公夫          |
| 静岡県信用金庫協会 会長          | 田形 和幸          |
| 弁護士                   | 立石 雅世          |
| 静岡県経営者協会 会長           | 中西 勝則          |
| 静岡県商店街振興組合連合会 理事長     | 増田 恭子 (会長職務代理) |
| 静岡県生活協同組合連合会 常務理事     | 望月 美可          |